

秋季全国火災予防運動

平成26年度全国統一防火標語

『もういいかい 火を消すまでは まあだだよ』

11月9日（日）から15日（土）まで、秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災予防運動は、町民の防火に対する関心を高め、火災から尊い生命を守り、貴重な財産の損失を防ぐことを目的としています。

★住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

住宅防火における出火防止のため以下の7点について注意してください。

☆3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる。
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

☆4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、

住宅用消火器等を設置する。

・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

◆住宅用火災警報器購入後の注意事項

《点検》

1か月に1回程度作動点検をしましょう。

点検方法はひも式とボタン式があり、機種によって異なります。取扱説明書を確認してから点検してください。

《火災以外で鳴るケース》

住宅用火災警報器は火災以外でも鳴ることがあります。その主な原因として、故障や電池切れが考えられます。

・故障、電池切れ

故障や電池切れは警報音と警報ランプで知らせます。メーカー・機種で異なりますので説明書などで確認してください。

購入時に、住宅用火災警報器のメーカーやお店を控えておく対応時に役立ちます。

・その他

表示されている有効期限の前に電池切れとなった場合、電池の過度な消耗のほか、本体の不良・不具合などによる故障も考えられます。説明書などで確認してください。

◆老朽化消火器等に注意

破裂事故等を防止する為、ご家庭にある消火器の確認をお願いします。

※消火器リサイクルシステムの開始により消防署では回収が出来なくなりました。廃棄の際は、消防設備取扱店にお問い合わせください。

◆住宅用火災警報器の普及調査

秋季全国火災予防運動に伴い、神崎町の一部地域において、住宅用火災警報器の普及調査を行います。地域の皆さんのご協力をお願いします。 ※消火器や住宅用火災警報器などの悪質な訪問販売の被害が発生していますので、注意してください。

火災予防運動期間中の防火相談は消防本部予防課または下総分署へ。

成田市消防本部予防課

0476-20-11591

下総分署

0476-96-4023

特定健診のお知らせ

被用者保険者（社会保険加入被扶養者の方）対象

◆日時 11月27日（木）

9:30～11:30

◆会場 神崎ふれあいプラザ

◆持参物 受診券、健康保険証（受診券はご加入の健康保険組合にご確認ください）

◆検診料金 受診券に記載してありますのでご確認ください。

◆対象者 被用者保険者（被扶養者・社会保険の方）が対象です。

◆問合せ （一社）千葉衛生福祉協会 健康管理部

☎043-224-2016

